

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

市内の幼稚園を利用する保護者の皆様へ

【利用料】

- 令和元年10月1日より、市内の幼稚園を利用する満3歳児から5歳児までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。

幼稚園の預かり保育を利用する保護者の皆様へ

- 幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※預かり保育は3歳児～5歳児は無償化の対象となります。
満3歳児は、非課税世帯に限り無償化の対象となります。

※一時預かり事業（ママの会等）を併せて利用する場合、
一時預かり事業分は無償化の対象とはなりません。

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける
必要があり、**認可保育所と同じ認定基準**になりますので、裏面を
ご参照ください。認定に伴う添付書類を取得、記載し、申請書と
一緒に**園に提出**ください。

預かり保育無償化の申請する方は、各園の事務室にて、
下記の書類を取得ください。

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
(法第30条の4 第2号・3号)
- ・就労証明書等の添付書類 ※事由により異なります。

【保育の必要性の認定に係る事由について】

- 1 就 労 1か月に64時間以上の労働(パート、内職、派遣、自営、就農を含む)を常態としていること。
就労時間には、通勤時間及び残業時間は含まず、法定休憩時間を含む。
- 2 就 学 学校または職業訓練校(通信教育はのぞく)に在学していること。
- 3 出 産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 4 疾病・障害 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- 5 介護・看護 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 6 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7 求職活動 求職活動(起業準備、利用内定後に求職活動を行う予定を含む)を継続的に行っていること。
- 8 育休継続 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 9 その他 その他市長が認める場合

利用料及び預かり保育料について

■利用料について

令和元年10月1日より、利用料は0円になるため、園に対して、利用料の支払いは不要になります。

※通園送迎費、行事費、保護者会費等の実費負担分については、これまでどおり園にお支払いください。

■預かり保育料について

預かり保育料の算定については、利用日数に応じて、月額の上限額は変動します。(1日450円×利用日数)

つまりは、1日450円を超える場合、その差額分は自己負担になりますので、予めご了承ください。

最大で11,300円の金額が無償化の対象となります。